

第4次南部町食育推進計画

計画期間：2024年～2029年／令和6年度～令和11年度

(最終案)

令和6年3月

青森県南部町

はじめに

町長挨拶文

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 食育の推進とSDGs・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 5 第3次南部町食育推進計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 食をめぐる現状と課題

- 1 町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 健康づくりの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3 産業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第3章 食育推進の基本方針

- 1 目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 3 新たな視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 4 体系図・・23
- 5 目標となる指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 6 食育推進の方向性・具体的な取り組み内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

第4章 食育推進の取り組み

- 1 家庭・地域における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 2 学校・こども園などにおける食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 3 食育推進運動の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 4 農業の活性化・地産地消の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 5 生産者と消費者の交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 6 食文化の継承による食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

第5章 ライフステージに応じた食育推進の行動指針

- 1 ライフステージに応じた食育推進の行動指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第7章 資料編

- 1 策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 南部町食育推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 46
- 3 南部町食育計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・ 48
- 4 食育基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 食育の推進とSDGs
- 5 第3次南部町食育推進計画の達成状況

1 計画策定の背景・趣旨

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。また、健康で心豊かな生活を送るためには、栄養バランスの良い食事を実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

しかしながら、社会情勢や世帯構成の変化、様々な生活状況により、食生活のあり方も多様化しています。近年では、人々の食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進み、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。また、情報が社会に氾濫し、食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられます。

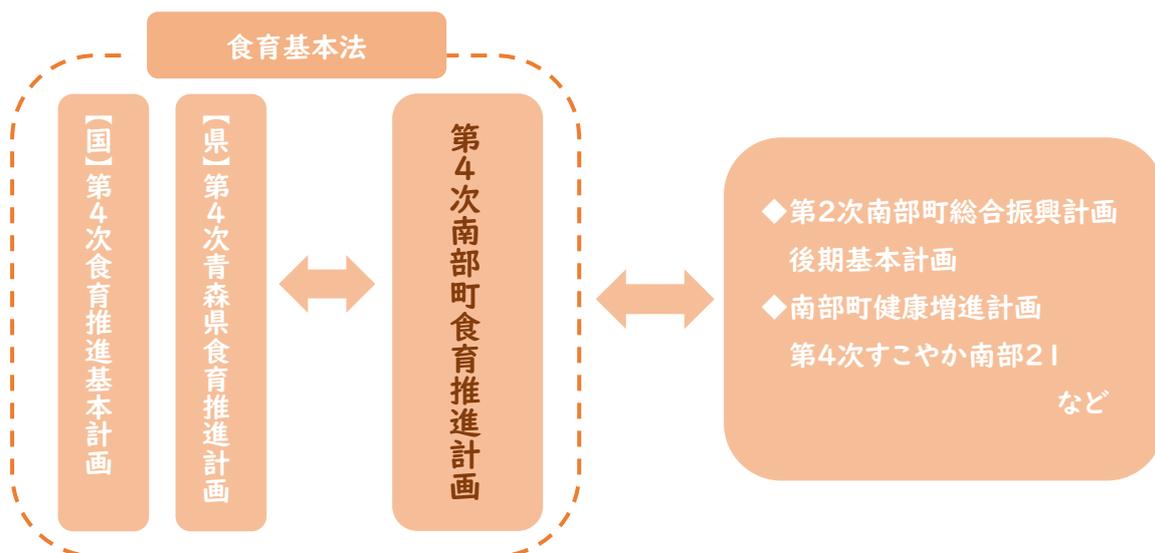
このような状況に対応し、国は「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを目的として、平成17年6月に食育基本法を制定し、平成18年に「食育推進基本計画」を策定しました。令和3年には「第4次食育推進基本計画」を策定し食育を推進しています。

町では、平成21年度に「南部町食育推進計画」を策定し、食育を推進してきました。平成30年度に策定した「第3次南部町食育推進計画」から5年が経過し、食をめぐる環境は大きく変化し人口減少や高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が重要な課題となっています。また、農業を基幹産業とし「食」と「農」が隣合わせる地域として、地産地消や地域特産物の開発・ブランド化、農業体験などによる生産者と消費者との交流や食文化の継承にも取り組んでいます。

このような状況を踏まえ、新たに取り組むべき課題などへの対応に配慮しながら、引き続き町の食育を総合的に推進するため「第4次南部町食育推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条に基づき策定する市町村食育推進計画として、町の食育推進に関する基本的事項を定めるものです。実施にあたっては、「南部町総合振興計画」「南部町健康増進計画」を上位計画とし、町の各種関連計画との整合・調和を図り推進するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間とします。なお、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

H21～H25	H26～H30	H31～R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12 以降	
第1次	第2次	第3次	第4次							
南部町健康増進計画 すこやか南部21 (R6～R18)			R11: 中間評価							

4 食育の推進とSDGs

SDGs（持続可能な開発目標）は、2030年までに持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから成り、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。SDGsの目標には食育と関係が深い目標があり、食育の推進は、SDGsの達成に寄与するものです。

食育の推進に関連する目標は、「2. 飢餓をゼロに」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「12. つくる責任つかう責任」などが挙げられます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 第3次南部町食育推進計画の達成状況

(1) 第3次計画の概要

第3次南部町食育推進計画は、平成31年度から令和5年度までの5年間の計画期間として策定されました。

食育推進の成果を客観的に把握するため基本方針ごとに数値目標を設定し食育の推進に取り組んできました。

《基本方針》

なんでも食べて健康な体とこころを育む食育

目標：健康な体をつくる食生活を実践する
家族や仲間と楽しくおいしく食べる

食の安全・安心を守るための食育

目標：食の安全について知識と理解を深める
地産地消を推進する

食文化の継承と農業への理解・教育の推進

目標：体験を通じて食への関心を高める
地域に根ざした食文化を継承する

(2) 第3次計画の目標値の達成状況

《達成度の評価方法》

- A：目標値を達成
- B：目標値に達していないが、改善傾向にある
- C：変わらない
- D：悪化している

《達成度のまとめ》

	評価方法	結果
A	目標値を達成	9
B	目標値に達していないが、改善傾向にある	3
C	変わらない	8
D	悪化している	11

(3) 基本方針ごとの評価および課題

なんでも食べて健康な体とこころを育む食育

① 妊娠期・授乳期・乳幼児期

《具体的な取り組み》

- ・ 妊娠期、授乳期には、自身の食生活に関心を持ち子どもへの食育の重要性を認識できるよう食事バランスや間食のとり方などの指導を行いました。
- ・ 乳幼児期には、発達に応じた適切な食生活や基本的な生活習慣が身につけられるよう食事の量や内容、望ましい間食のとり方について指導を行いました。
- ・ 食生活改善推進委員会と連携し、手作り離乳食や素材やだしを生かした減塩方法、手軽な野菜摂取方法について普及しました。
- ・ 保育園、幼稚園などと連携し、歯科保健指導や間食指導を実施しました。

《目標値の評価及び課題》

指標	第3次計画策定時 (H28)	最終評価 (R4・5)	目標値	達成度
出産後1か月時の母乳育児の割合	45.5%	47.5%	48.6%	B
肥満傾向児の割合 (カウプ指数18以上)	3歳児：2.9%	3.4%	減少	D
毎日の朝食摂取割合	3歳児：95.2%	96.5%	100%	B
甘味食品を1日3回以上 飲食する習慣	1歳6か月児：16.3%	2.4%	10%以下	A
	3歳児：29.5%	19.8%	20%以下	A
間食を与える時刻を決め ている割合	1歳6か月児：91.3%	100%	95.0%	A
	3歳児：76.2%	80.2%	80.0%	A

- ・ 3歳児の肥満傾向児割合は増加しています。
- ・ 毎日の朝食摂取割合はほぼ横ばいでした。
- ・ 乳幼児の間食のとり方に関する指標は平成28年度より改善しています。
- ・ 乳幼児健診などにおいて朝食の重要性や食事バランス、間食のとり方について栄養指導を実施していますが、乳幼児期からの生活習慣の影響が学齢期や成人期の生活習慣病の発症につながることから、今後も保護者に対する指導を継続して行う必要があります。

② 学齡期・思春期

《具体的な取り組み》

- ・小学生を対象とした食育教室や調理実習を通して、朝食の大切さ・食事バランス・間食のとり方についての指導、調理実習などを行いました。
- ・若年生活習慣病予防健康診査の事後指導として健康教室を実施し、親子健康面談の場を活用し親子で食や健康について考える機会づくりをし、食生活の改善や生活習慣病予防についての指導を実施しました。

《目標値の評価及び課題》

指標	第3次計画策定時 (H29)	最終評価 (R4・5)	目標値	達成度
肥満傾向児の割合 (中等度・高度肥満傾向児)	小学5年男児：10.3%	10.4%	減少	C
	小学5年女児：3.6%	27.6%		D
毎日の朝食摂取割合	小学5年：93.0%	86.2%	100%	D
	中学3年：86.6%	83.1%		C
よく噛んで食べている子ども の割合	小学5年：88.1%	87.5%	増加	C
	中学3年：81.1%	87.3%		A
野菜が嫌いな子どもの割合	小学5年：34.3%	40.0%	減少	D
	中学3年：32.3%	25.4%		A
家族など、誰かと食事をす る子どもの割合	小学5年：84.6%	91.3%	増加	A
	中学3年：78.0%	89.3%		A

- ・肥満傾向児の割合は、小学5年男児は横ばいでしたが、女児は大きく増加しています。
- ・小学5年では、朝食摂取割合、よく噛んで食べる割合、野菜が嫌いな割合で悪化しています。
- ・中学3年では、朝食摂取割合が減少していますが、そのほかの指標は改善しています。
- ・家族など誰かと食事をする割合は、小学5年・中学3年ともに増加しています。
- ・学齡期においては、親子健康面談や健康教室などを通して食育指導を実施しており、今後も継続した取り組みが必要です。

③ 青壮年期・中年期・高齢期

《具体的な取り組み》

- ・自分の体の状態を知り、健康状態に応じた食生活が実践できるよう、特定保健指導や健診事後指導を通して栄養指導を行いました。
- ・健康づくりや生活習慣病予防のための適切な栄養食生活に関する知識の普及、情報提供を行いました。
- ・介護予防教室や地区健康教室などにおいて高齢期の特性を理解し、個々の特性に合わせた食生活の見直しや改善ができるよう講話や個別指導を行いました。

《目標値の評価及び課題》

指標	第3次計画策定時 (H29)	最終評価 (R4・5)	目標値	達成度
肥満者（BMI 25以上）の割合	男性：35.8%	34.9%	29.3%以下	C
	女性：32.1%	33.1%	24.9%以下	C
毎日の朝食摂取割合	93.3%	81.4%	100%	D
適正体重を維持する食事量を知っている人の割合	41.1%	44.7%	50%	B
主食・主菜・副菜がそろうようにしている人の割合	73.1%	72.1%	80%	C
栄養バランスに配慮した食生活を送っている人の割合	60.7%	59.9%	70%	C
塩分を控えている人の割合	74.2%	72.1%	85%	D
飲食店や食品売り場で栄養成分表示を見るようにしている人の割合	33.7%	34.1%	45%	C
低栄養（BMI 18.5未満）の割合の減少	4.8%	7.6%	減少	D

- ・栄養バランスに配慮している人や栄養成分表示を見る人はほぼ横ばいでしたが、塩分を控えている人は低下しています。
- ・特定保健指導や各種健康教室において栄養指導を実施していますが、どの項目も目標を達成していないため、ライフサイクルに応じた適切な栄養・食生活を自分で選択できるように普及啓発の機会を増やす必要があります。
- ・乳幼児健診や親子健康面談など、子育て世代の保護者と関わる事業では、子どもの食生活だけでなく家族の食生活の見直しができるよう今後も継続した取り組みが必要です。

食の安全・安心を守るための食育

《具体的な取り組み》

- ・学校給食での地場産食材の活用を図るため、米は100%南部町産を使用しました。
- ・「ふるさと産品給食の日」を設け、給食に地元産食材を取り入れました。
- ・産地直売施設や農産物フェアなどにおいて地元産食材のPRを行いました。

《目標値の評価及び課題》

指標	第3次計画策定時 (H29)	最終評価 (R4)	目標値	達成度
給食センターにおける 地元産食材の利用率	20.55%	17.5%	増加	D

- ・地元産食材の利用を通じて、食の安全の知識や理解を深めるとともに、地産地消の推進を図りました。
- ・気候変動や温暖化などの影響により、産直施設及び生産者団体などにおいて学校給食の提供に必要な量の食材供給が難しいことが多々あり、目標値の達成に至りませんでした。
- ・農業の担い手の減少や従事者の高齢化などによる労働力の低下、耕作放棄地が増加しています。
- ・町の基幹産業である農業の振興を図り、地産地消を推進するためには、効率的・安定的な農業経営の確立と農村の活性化を図っていく必要があります。
- ・給食に地元産食材を利用することで、地元の特産品を知り、新鮮で安全な食材を味わうことで地域への愛着につながります。今後も給食における地元産食材の利用を継続して実施します。



食文化の継承と農業への理解・教育の推進

《具体的な取り組み》

- ・農業体験、収穫体験を通じて生産者と消費者との交流の促進を図りました。

《目標値の評価及び課題》

指標	第3次計画策定時 (H29)	最終評価 (R4)	目標値	達成度
消費者からの意見・要望 の収集機会	3回	1回	4回	D
農業体験修学旅行生の受 け入れ者数	792人	412人	1,000人	D
通年農業観光体験者数	84,339人	60,845人	86,000人	D
達者村リレー農園の利用 者数	15人	18人	17人	A

※第3次計画策定時の数値 → H29.12.31 現在の数値を使用

- ・町内外のイベント参加による農産品や農産加工品のPR・販売において、消費者からの意見・要望を収集することが年1回しかできませんでした。

※フルーツバス運行時に毎回実施。

H30：21便、R1：17便、R2：0便、R3：0便、R4：5便

- ・農業体験修学旅行生の受け入れ数と通年農業観光体験者数は、新型コロナウイルスの影響により、R2年度からR3年度にかけて大幅に減少しました。R4年度からは、やや回復傾向にあります。
- ・達者村リレー農園の利用者数は、新会員が入会し、目標値を達成しました。また、地域の子どもたちとの交流イベントを開催し、農産物に対する感謝の気持ちや収穫する喜びを共有することができました。



第2章

食をめぐる現状と課題

- 1 町の状況
- 2 健康づくりの状況
- 3 産業の状況

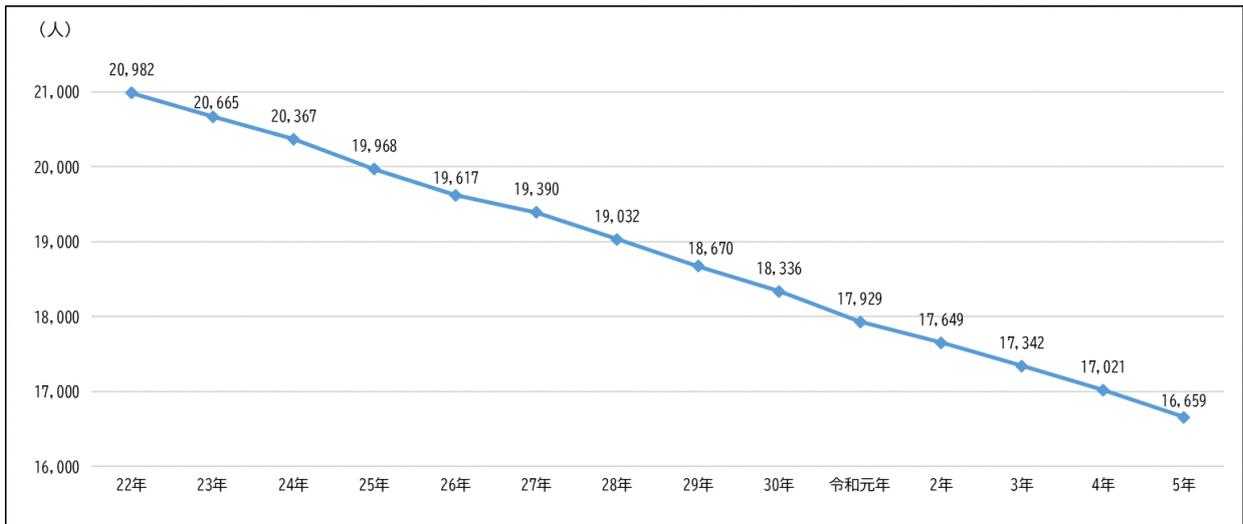
1 町の状況

(1) 人口の推移

本町における近年の総人口をみると、年間300人以上減少しています。

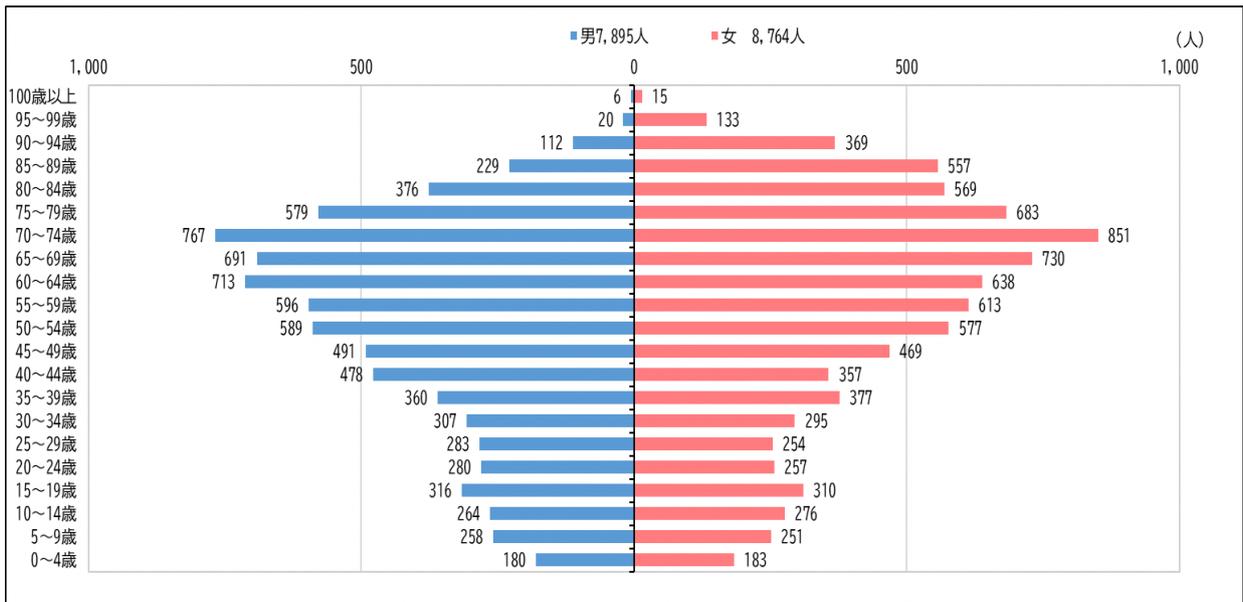
令和5年の総人口は16,659人で、年齢階層別人口をみると男女ともに70～74歳の人口が最も多い状況となっています。

図1 人口の推移



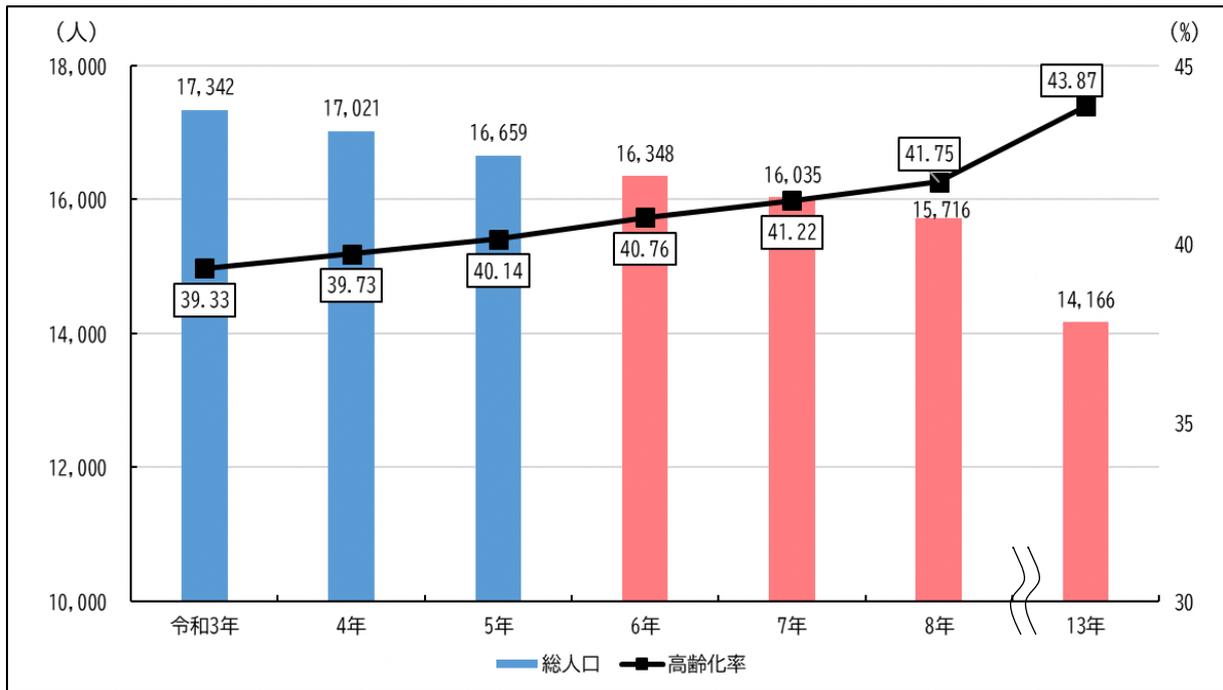
資料：住民基本台帳（毎年10月1日現在）

図2 年齢階層別人口



資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

図3 総人口と高齢化率の推移（※令和6年以降は推計値）



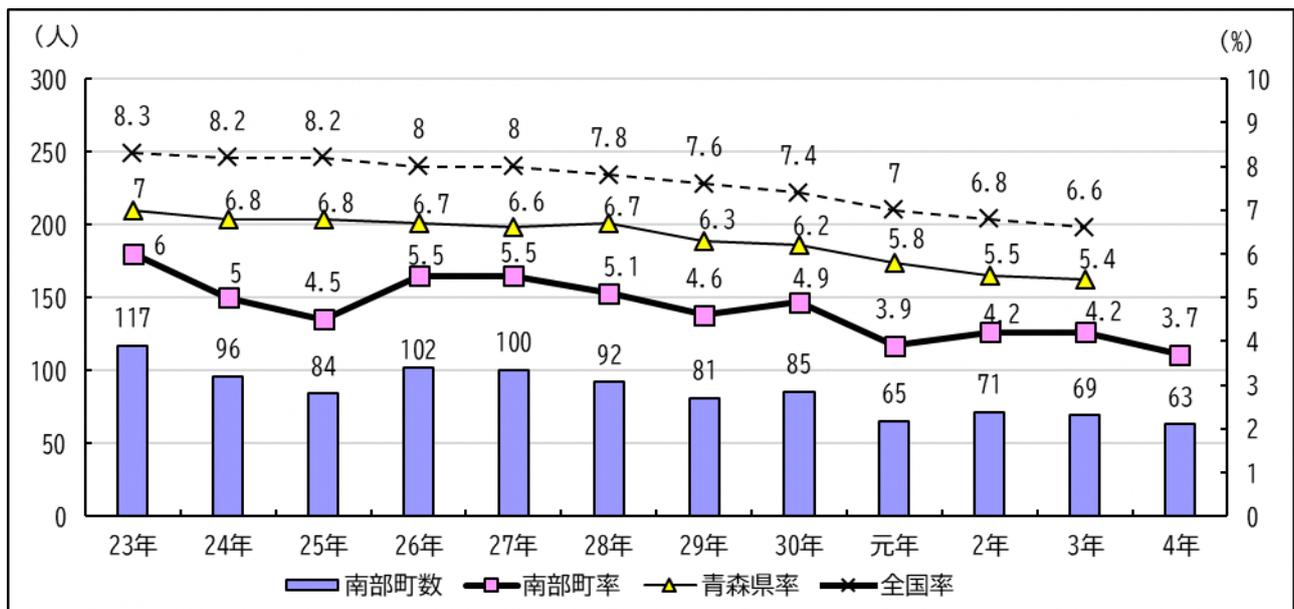
資料：南部町人口・世帯数集計：住民基本台帳（毎年10月1日現在）

高齢化率「【南部町】（第9期介護保険事業計画用）人口推移ワークシート」

（2）出生数の推移

出生数は近年では60～70人で推移しています。また、出生率については国や県と比較し、低い状況が続いています。

図4 出生数、出生率の推移



※出生数は人口1000に対しての出生数の割合

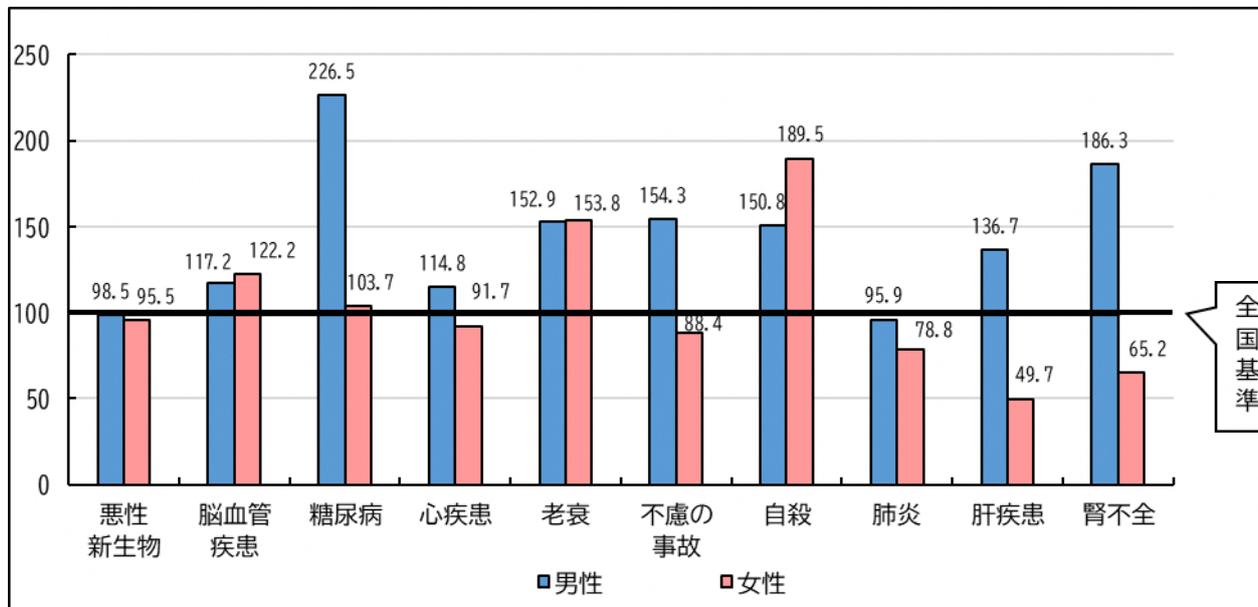
資料：青森県保健統計年報

(3) 標準化死亡率 (SMR)

主要死因別標準化死亡率 (SMR) をみると、男性は糖尿病・腎不全・不慮の事故・老衰・自殺が高く、女性は自殺・老衰・脳血管疾患が高くなっています。

なかでも、男性の糖尿病の死亡比が全国の2倍以上で、糖尿病対策として重症化予防の強化が必要です。

図5 主要死因別標準化死亡率 (平成29年～令和3年)



資料：青森県保健統計年報

※標準化死亡率 (SMR) とは

各地域の年齢階級別人口と全国の年齢階級別死亡率により算出された各地域の期待死亡数に対する地域の実際の死亡数の比をいい、年齢構成の違いの影響を除いて死亡率を全国と比較したものです。標準化死亡率が基準値(100)より大きいということは、その地域の死亡状況は全国より悪いということを意味しています。

(4) 平均寿命

令和2年度の本町の平均寿命は、男性78.9歳、女性86.2歳で男性は全国ワースト19位、女性は全国ワースト28位という状況でした。

表1 平均寿命

		令和2年			平成27年			令和2年-平成27年
		平均寿命	県内順位 (40中)	全国順位 (1,887中)	平均寿命	県内順位 (40中)	全国順位 (1,887中)	
男性	南部町	78.9	28位	ワースト19位	78.7	15位	ワースト41位	0.2
	青森県	79.3	—	—	78.7	—	—	0.6
	全国	81.5	—	—	80.8	—	—	0.7
女性	南部町	86.2	27位	ワースト28位	86.6	2位	ワースト445位	-0.4
	青森県	86.3	—	—	86.0	—	—	0.3
	全国	87.6	—	—	87.0	—	—	0.6

資料 令和2年青森県市町村別生命表の概況

2 健康づくりの状況

(1) 栄養・食生活

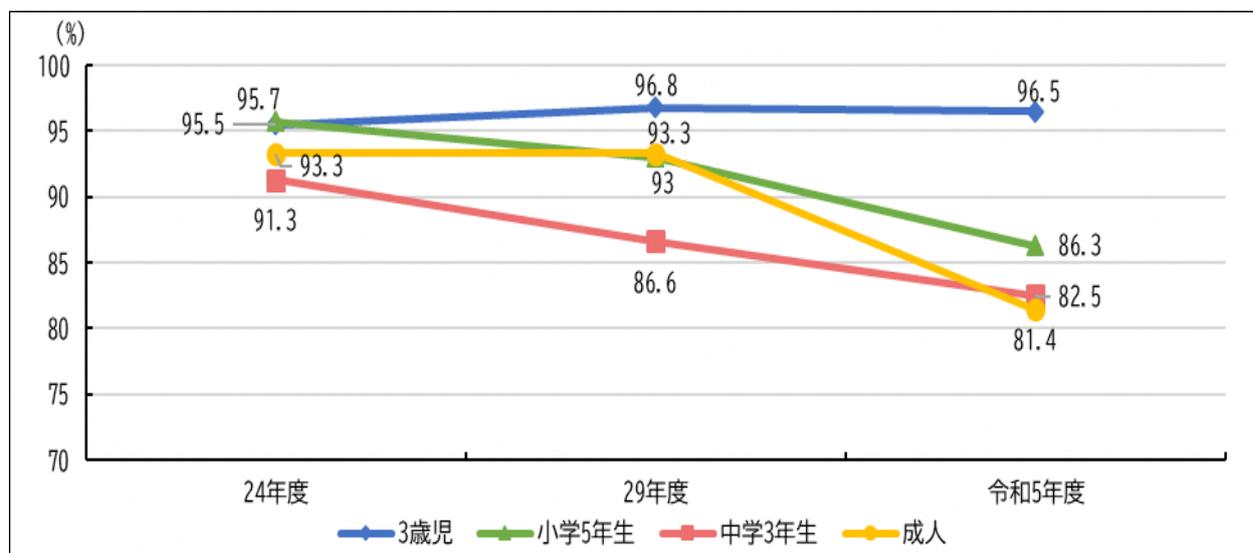
毎日の朝食摂取率については、3歳児は横ばい、小学5年生・中学3年生・成人は低下しています。

「野菜が嫌いでない」割合は、中学3年生では大きく増加していますが、小学5年生では低下しています。「主食・主菜・副菜のそろった食事をしている」割合は中学3年生では平成29年度より増加していますが、小学5年生では低下しています。「好き嫌いが無い」割合は、小学5年生では低下、中学3年生では増加しています。全体的に中学3年生では改善傾向がみられ、小学5年生は低下している現状となっています。

成人の食生活の状況では「適正体重を維持する食事量を知っている」は平成28年よりも増加していますが、「栄養バランスに気を付ける」「果物をよく食べる」「野菜を多く食べている」「塩分を控える」「主食・主菜・副菜のそろった食事をする」では平成28年度よりも少し低下している状況です。

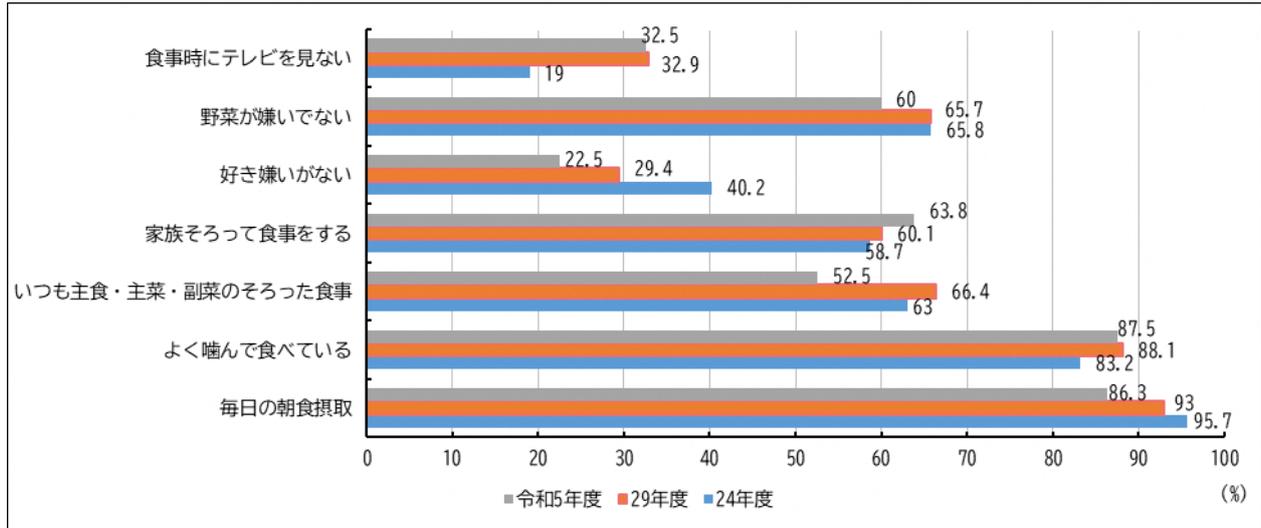
肥満の割合については、小学5年生、中学3年生ともに令和3年度は大きく低下しましたが令和4年度は増加しています。成人は、ほぼ横ばいで推移していますが、国や県と比較すると高い状況が続いています。

図2-1 毎日の朝食摂取率



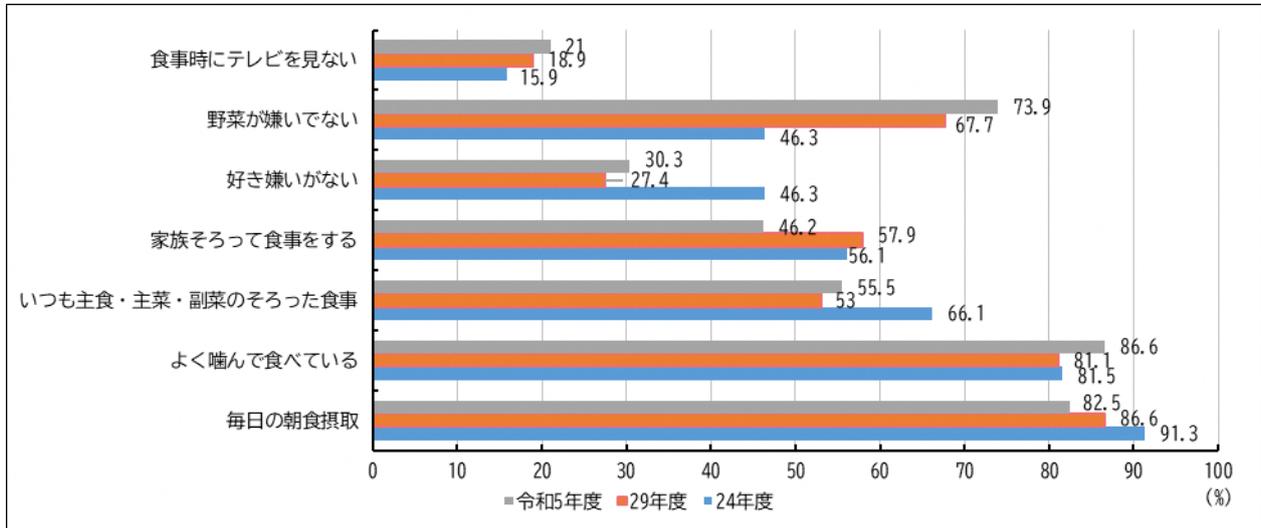
資料：3歳児健康診査問診票、児童生徒健康調査、健康意識調査

図2-2 小学5年生の食習慣の状況



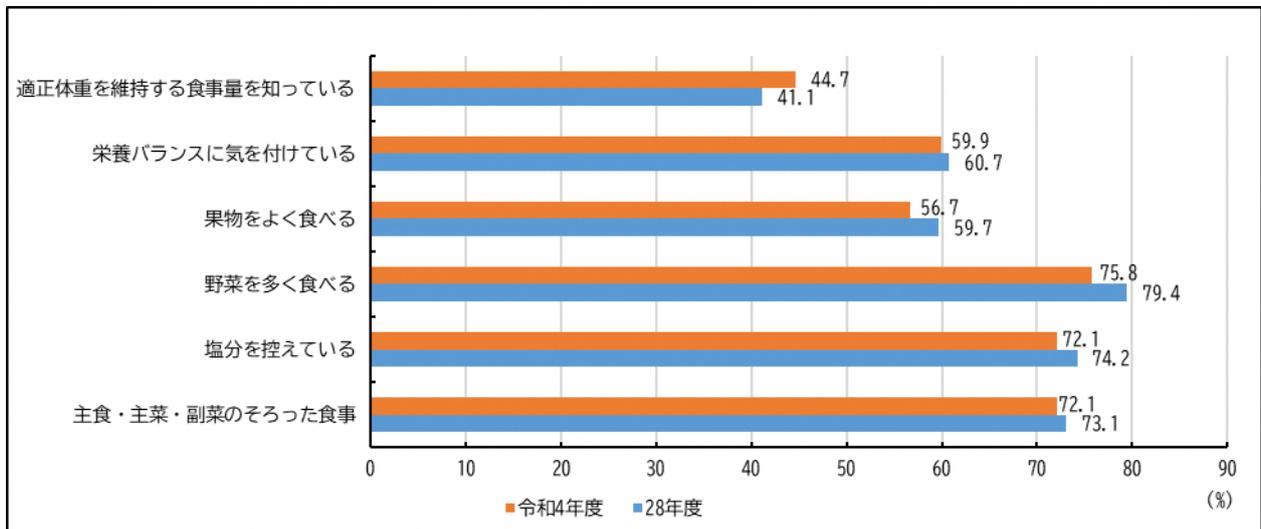
資料：児童生徒健康調査

図2-3 中学3年生の食習慣の状況



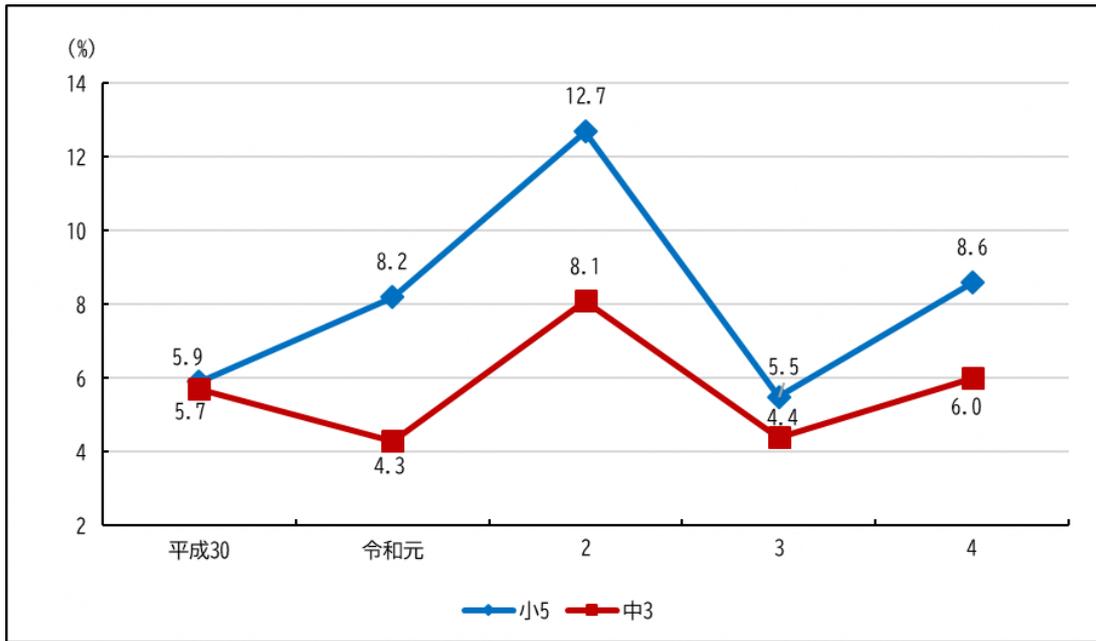
資料：児童生徒健康調査

図2-4 成人の食習慣の現状



資料：健康意識調査

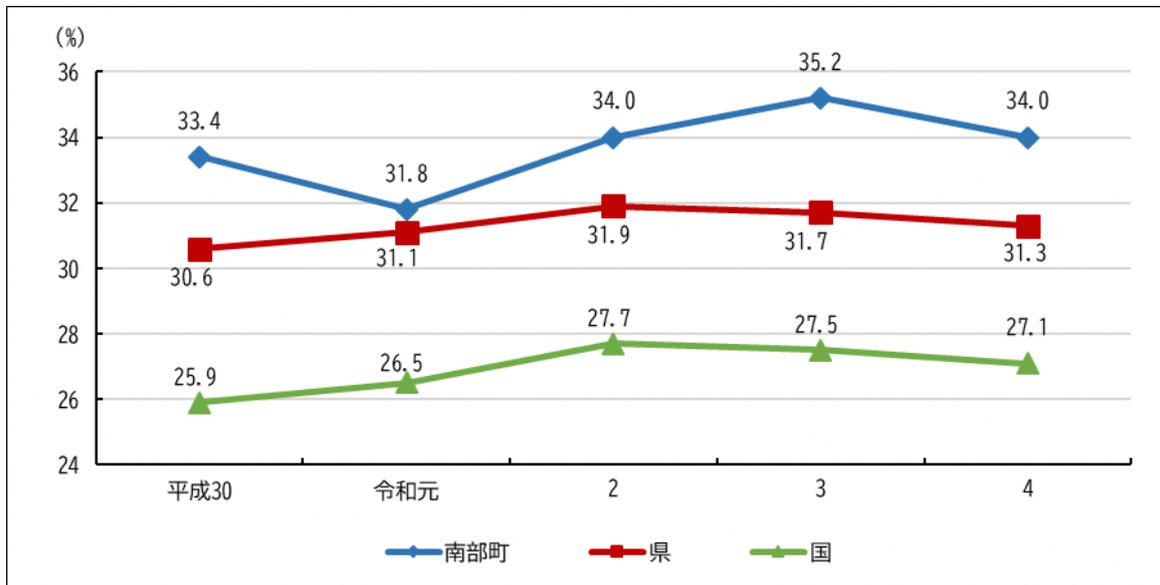
図2-5 小学5年生・中学3年生の肥満割合の推移（中等度肥満～高度肥満）



資料：南部町学校保健白書

※文部科学省で実施している学校保健統計の調査では、性別、年齢別、身長別標準体重から肥満度を求めて、30%以上50%未満を中等度肥満、50%以上を高度肥満としている。

図2-6 成人の肥満者（BMI 25以上）の割合



資料：KDBシステム

※BMIは日本肥満学会による標準体重算定法。

BMIの計算方法は、体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

やせ(18.5未満)、標準(18.5～25)、肥満(25以上)

(2) 歯科口腔の健康

う歯保有率は1歳6か月児でゼロの年度もありますが1.0%から1.5%で推移しています。3歳児では、県全国・県平均と比較して高くなっており、一人当たりの平均う歯本数も多い傾向にあります。また、甘味食品を習慣的に飲食する割合も高い状況にあります。

図2-7 1歳6か月児のう歯保有率

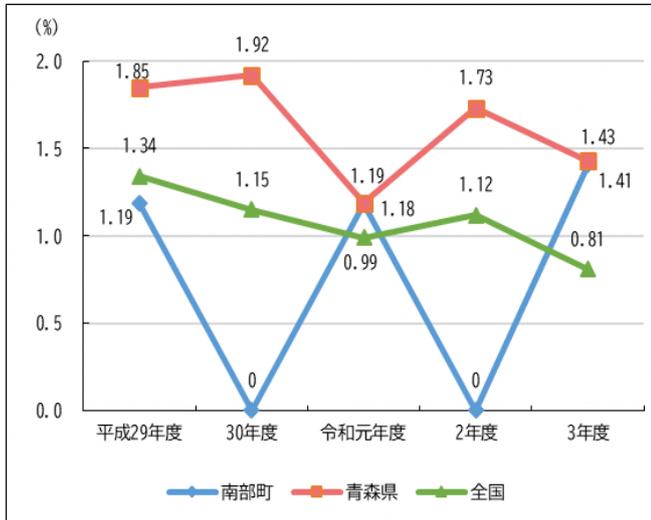
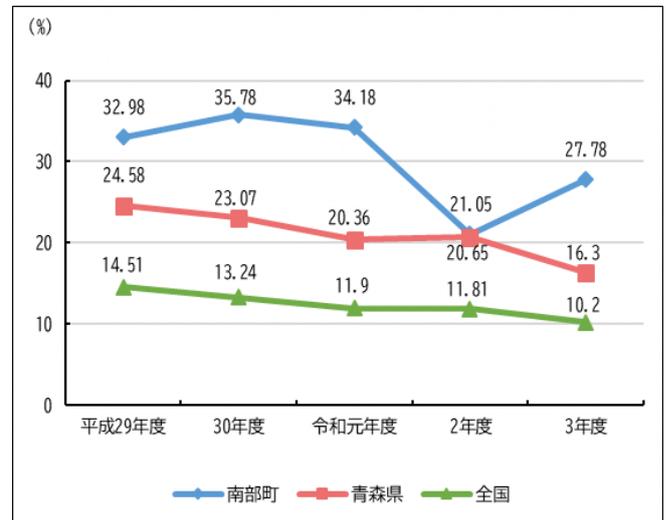


図2-8 3歳児のう歯保有率



資料：地域保健・老人保健事業報告

図2-9 1歳6か月児一人当たりの平均う歯本数

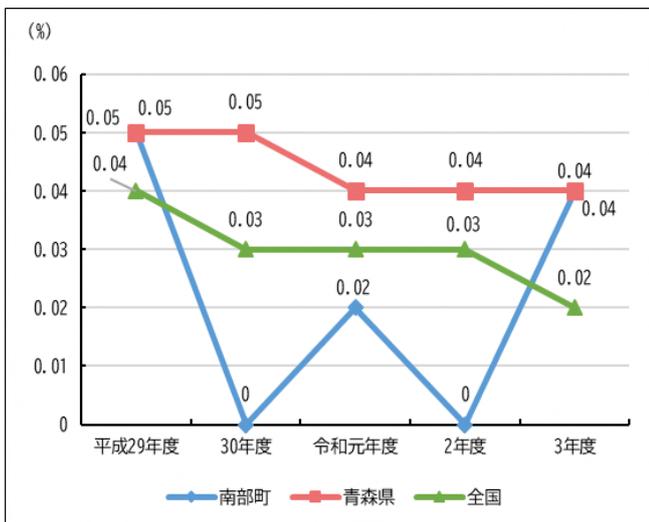
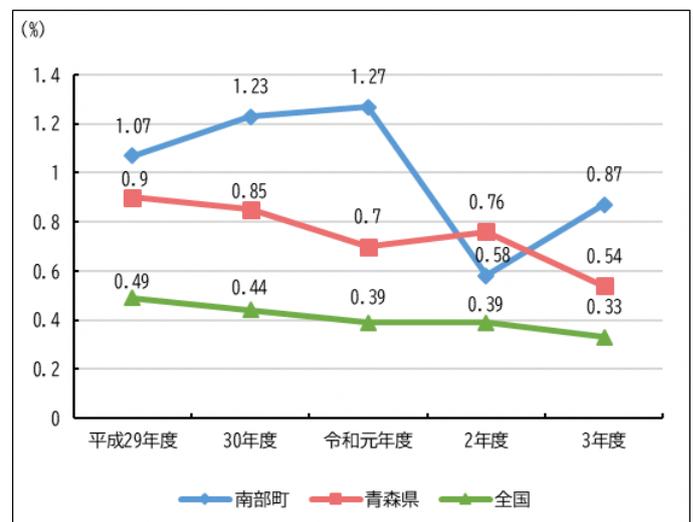


図2-10 3歳児一人当たりの平均う歯本数



資料：地域保健・老人保健事業報告

図2-11 間食を与える時間を決めている割合
(1歳6か月児)

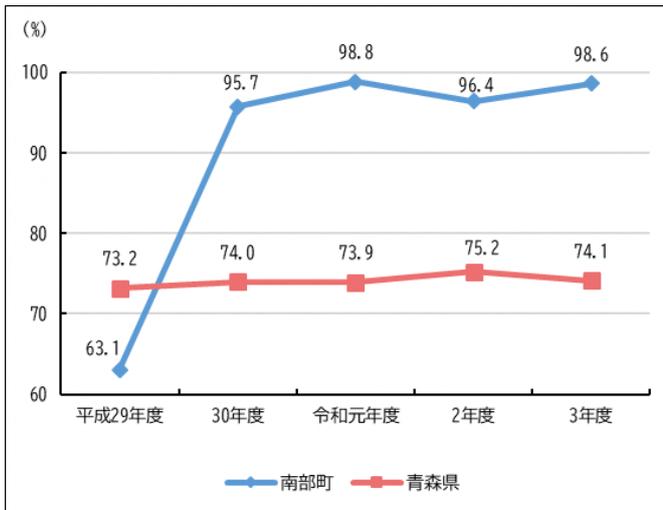
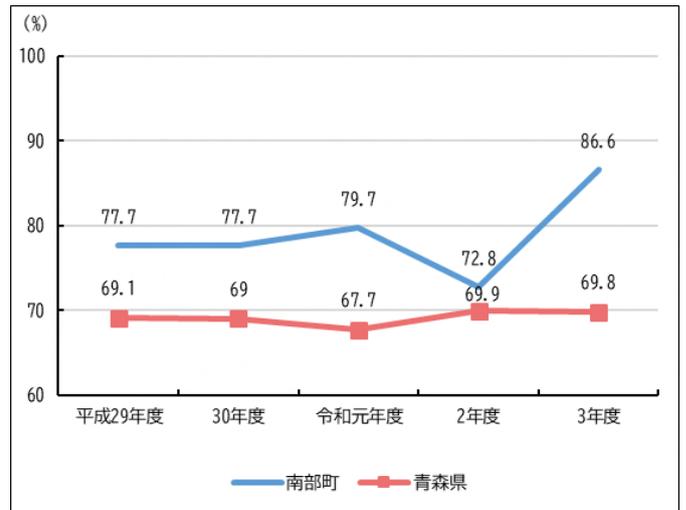


図2-12 間食を与える時間を決めている割合
(3歳児)



資料：青森県幼児間食摂取状況等調査

図2-13 甘味食品を1日3回以上習慣的に
飲食する割合 (1歳6か月児)

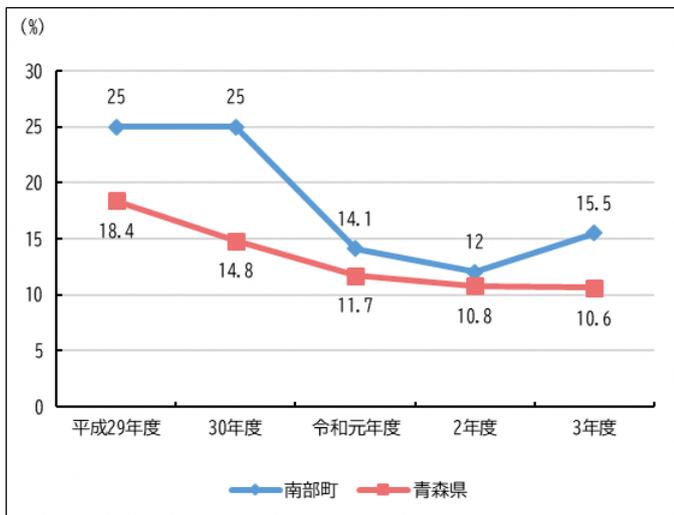
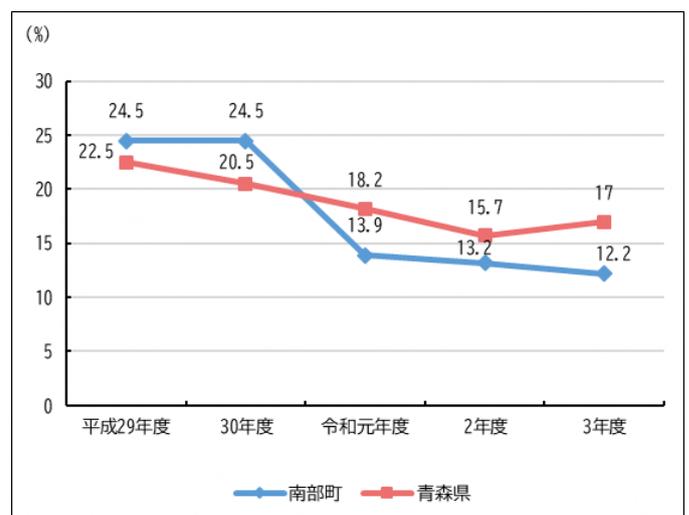


図2-14 甘味食品を1日3回以上習慣的に
飲食する割合 (3歳児)



資料：青森県幼児間食摂取状況等調査

3. 産業の状況

(1) 産業別就業人口

本町は、昭和60年の国勢調査までは第1次産業の就業率が4割を超え、農業を基幹産業とする町でしたが、少子高齢化や産業構造の変化などにより、就業者数及びその構成比は年々減少しています。

また、第2次産業においても、2000年以降、就業者数の減少傾向がつづいています。

第3次産業については、2010年の調査では構成比が半分以上となり、以降もその比率は増加していますが、就業者数は同年の調査から減少に転じています。

表1 産業別就業人口

		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
就業者数 (人)	第1次産業	3,226	3,003	2,605	2,355	2,014
	第2次産業	3,294	2,559	2,099	2,039	1,932
	第3次産業	5,133	5,347	5,050	4,976	4,866
構成比 (%)	第1次産業	27.7	27.5	26.7	25.1	22.9
	第2次産業	28.3	23.5	21.5	21.8	21.9
	第3次産業	44.0	49.0	51.8	53.1	55.2



資料：第2次南部町総合振興計画後期基本計画

(2) 新規農業者数・認定農業者数の推移

国及び町の新規就農者への支援もあり新規就農者数は増加しています。

図3-1 新規就農者数

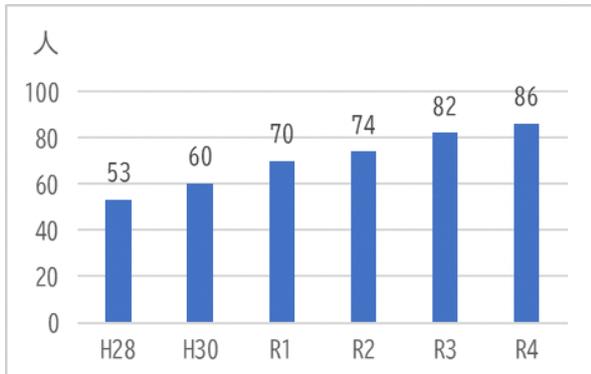
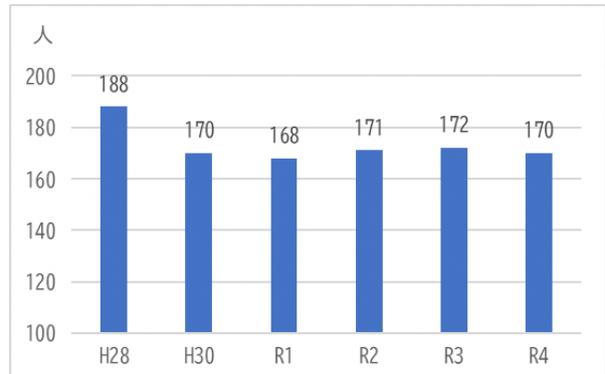


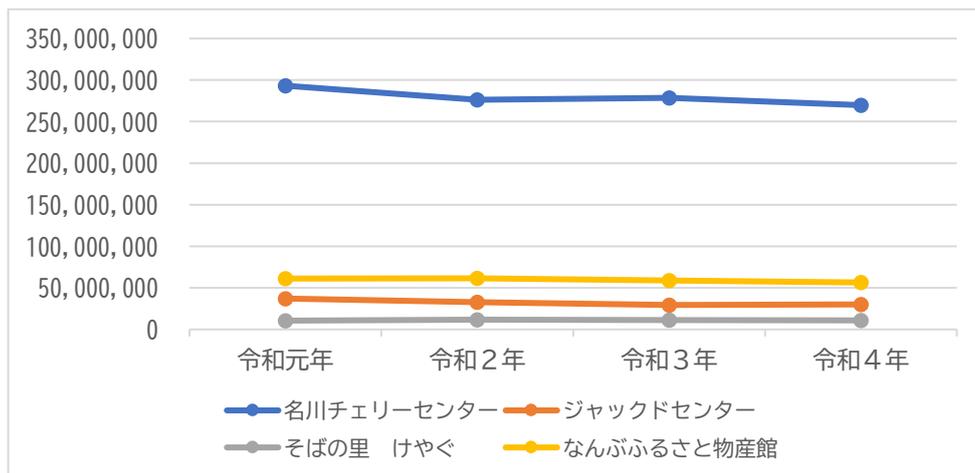
図3-2 認定農業者数



資料：第2次南部町総合振興計画後期基本計画・農林課

(3) 町内産直施設の販売額

図3-3 町内産直施設の販売額

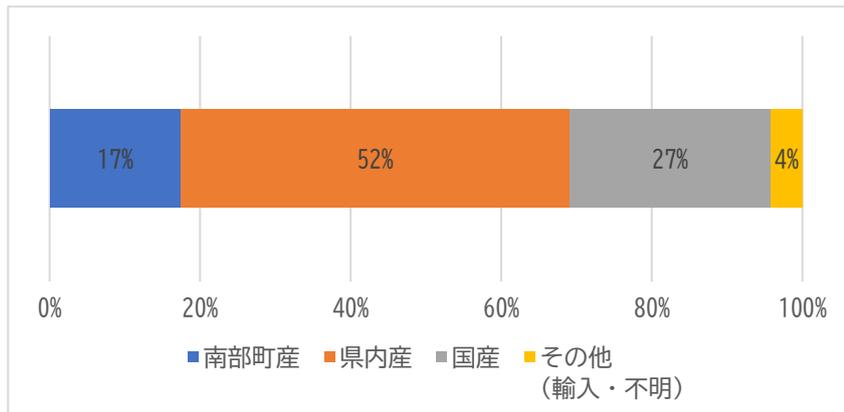


資料：農林課



(4) 学校給食における地元産食材使用状況

図3-4 学校給食における産地別食材利用率



(5) 農業体験の受け入れや農業観光来訪者数の推移

農業体験（修学旅行生）の受け入れ数と農業観光来訪者数は、新型コロナウイルスの影響により、R2年度からR3年度にかけて減少しましたが、R4年度からは回復傾向にあります。

図3-3 農業体験（修学旅行生）の受け入れ者数

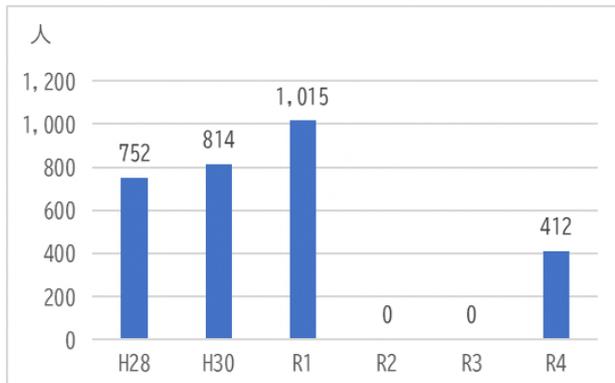
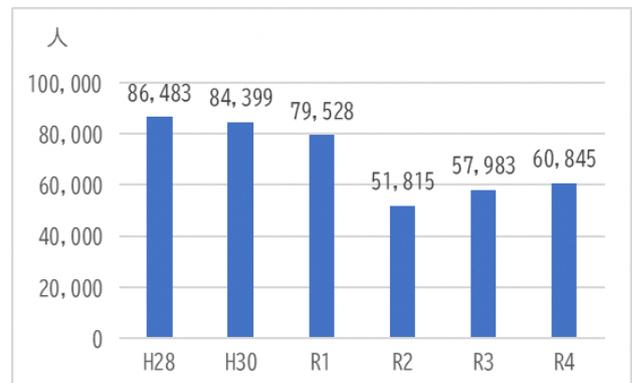


図3-4 通年農業観光来訪者数



資料：第2次南部町総合振興計画後期基本計画・交流推進課



第3章

食育推進の基本方針

- 1 目指す姿
- 2 基本方針
- 3 新たな視点
- 4 体系図
- 5 目標となる指標
- 6 食育推進の方向性・具体的な取り組み内容

1 目指す姿

南部町の「食」の恵を大切にし、

「食」を通じ心豊かで健康な生活の実現

南部町の豊かな「食」の魅力を活かし食に関する体験を重ねながら、町民一人ひとりの「食」への大切さや楽しさへの意識を高め、人や食とのふれあいを通して、子どもから大人までみんなが健康で活気あふれる町を目指します。



2 基本方針

目指す姿の実現を目指し、次の基本方針を掲げ取り組みを推進していきます。

【な】 **な**んでも食べて健康な体とこころを育む食育

【ん】 食の安全・安心（あ**ん**ぜん・あ**ん**しん）と
農業を守るための食育

【ぶ】 食文化（しょく**ぶ**んか）の継承と
農業への理解・教育の推進

3 新たな視点

健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ国の第4次食育推進基本計画における新たな視点を取り入れて食育を推進していきます。

《生涯を通じた心身の健康を守る食育の推進》

生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を目指し、町民が生涯にわたって健全な食生活を実践するために、妊産婦・乳幼児から高齢者に至るまで、家庭・学校・保育所など、地域の各段階において切れ目のない生涯を通じた食育を推進します。

《持続可能な食を支える食育の推進》

環境を守り、食の持続可能性を高めるため、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることへの感謝の心や生産者を始めとする多くの関係者によって食が支えられていることについて理解を深めることが重要です。生産から消費までの食の循環の中で、地域の食と農業への理解促進・地産地消を推進し、食品ロスへの意識を含めた実践的な取り組みにつながる食育を推進します。

また、学校給食における地元産食材の利用や、行事食の提供、各種媒体やイベントなどを利用した情報提供に努め、地域の伝統的食文化が継承されるよう取り組みます。

《新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進》

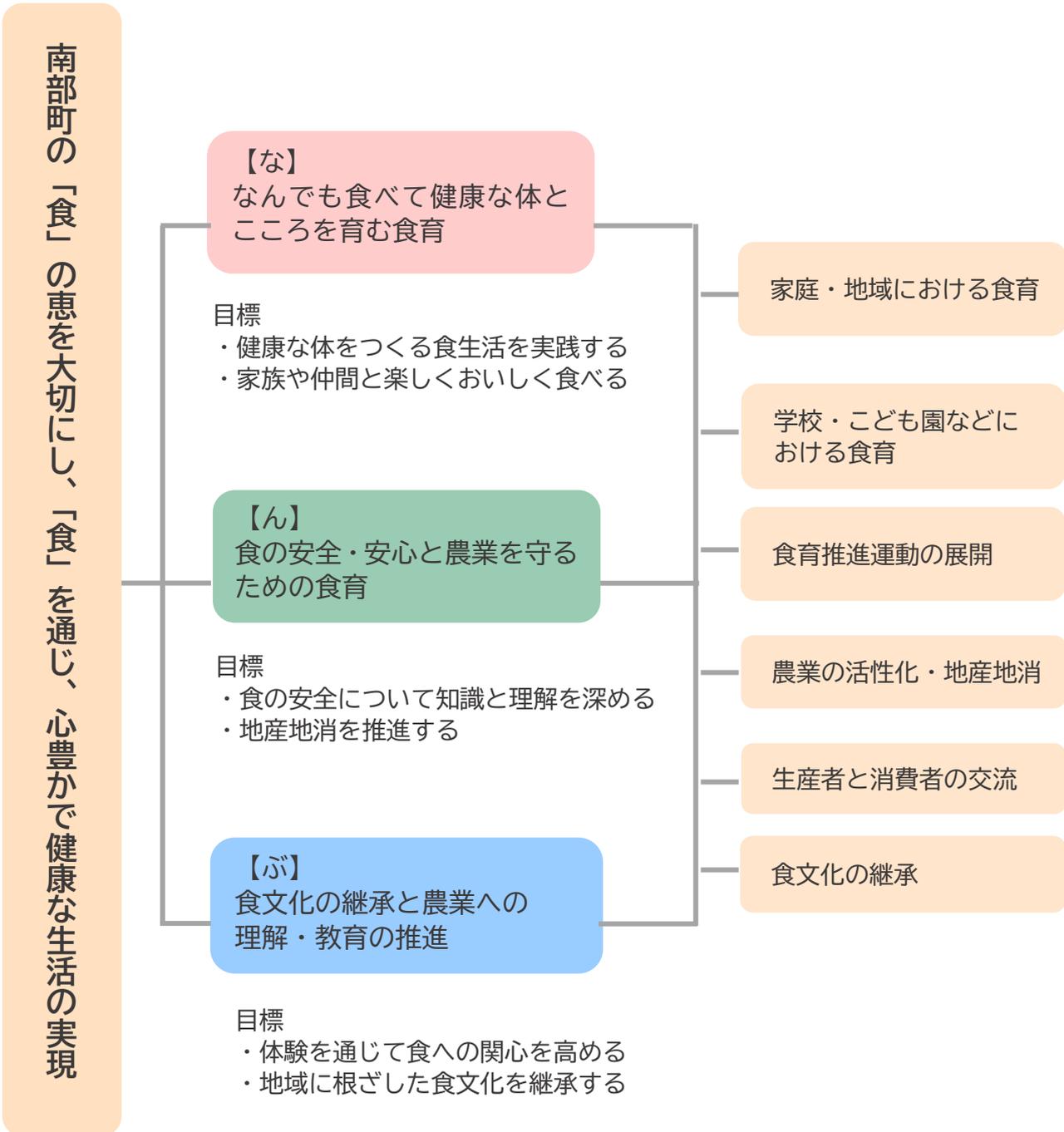
新しい生活様式に対応し、新たな日常においても食育を実践するとともに、より多くの町民が主体的、効果的に食育を実践できるよう、ICTなどのデジタル技術を有効活用した効果的な情報発信により、デジタル化に対応した食育を推進します。

4 体型図

【目指す姿】

【基本方針・目標】

【食育推進の方向性】



5 目標となる指標

【な】なんでも食べて健康な体とこころを育む食育

- ・健康な体をつくる食生活を実践する
- ・家族や仲間と楽しくおいしく食べる

指標		現状値(%)		目標値(R11)
肥満傾向児の割合 (3歳児カウプ指数18以上、小学5年生の肥満傾向児)	3歳児	3.4	R4	減少
	小学5年男子	10.4	R4	
	小学5年女子	27.6	R4	
毎日の朝食摂取割合	3歳児	96.5	R4	100%
	小学5年	86.2	R5	
	中学3年	83.1	R5	
よく噛んで食べている子どもの割合	小学5年	87.5	R5	90%
	中学3年	87.3	R5	
野菜が嫌いな子どもの割合	小学5年	40.0	R5	減少
	中学3年	25.4	R5	
甘味食品を1日 3 回以上飲食する習慣のある乳幼児の割合	1歳6か月児	2.4	R4	2%
	3歳児	19.8	R4	15%
間食を与える時刻を決めている乳幼児の割合	1歳6か月児	100	R4	100%
	3歳児	80.2	R4	85%
肥満者(BMI25以上)の割合	成人男性	34.9	R4	30.0%
	成人女性	33.1	R4	
毎日の朝食摂取割合	成人	81.4	R4	90%
適正体重のための食事量を知っている人の割合		44.7	R4	50%
主食・主菜・副菜のそろった食事をする人の割合		72.1	R4	80%
栄養バランスに配慮している人の割合		59.9	R4	70%
果物を食べる人の割合		56.7	R4	70%
塩分を控えている人の割合		72.1	R4	80%
栄養成分表示を見る人の割合		34.1	R4	45%
よく噛んで食べることができる人の割合		65.2	R4	80%
前期高齢者の低栄養傾向者(BMI20以下)の割合		前期高齢者	12.6	R4
後期高齢者のやせリスク(BMI18以下)の割合	後期高齢者	6.9	R4	5%

【ん】 食の安全・安心と農業を守るための食育

- ・ 食の安全について知識と理解を深める
- ・ 地産地消を推進する

指標	現状値(R4)	目標値(R11)
給食センターにおける地元産食材の利用率	17.5%	増加
栄養教諭による地産地消に係る食育指導の実施	3回 (各小学校1回)	継続

【ぶ】 食文化の継承と農業への理解・教育の推進

- ・ 体験を通じて食への関心を高める
- ・ 地域に根ざした食文化を継承する

指標	現状値	目標値(R11)
農作業支援活動体験者数	129人(R5)	200人
農業体験ホームステイ受け入れ者数	431人(R5)	900人
通年農業観光体験者数	60,845人(R4)	85,000人
フルーツ狩り体験者数(幼児)	84人(R5)	120人
達者村リレー農園の利用者数	14人(R5)	20人
食生活改善推進員による小中学生への郷土料理に係る食育指導の実施	3回(R4)	増加

6 食育推進の方向性・具体的な取り組み内容

推進の方向性	具体的な取り組み内容
1 家庭・地域における食育の推進	(1)ライフステージに応じた食育の推進 (2)歯科口腔保健活動における食育の推進 (3)食生活改善推進員による食育の推進 (4)災害時に備えた食育の推進 (5)食品ロス削減・廃棄物減量についての普及啓発
2 学校・こども園などにおける食育の推進	(1)学校給食を活用した食育の推進 (2)学校における食に関する指導の充実 (3)就学前の子どもに対する食育の推進
3 食育推進運動の展開	(1)食育月間及び食育の日の取組の充実
4 農業の活性化・地産地消の推進	(1)地産地消の推進 (2)農業の維持・活性化 (3)地域ブランドの確立 (4)学校給食における地場産物の利用
5 生産者と消費者の交流	(1)農業体験の受け入れ (2)農業観光(収穫体験)の推進 (3)生産者と消費者との交流を通じた食育の推進
6 食文化の継承による食育の推進	(1)特産品や農産物の普及促進及び情報発信 (2)郷土料理の継承につながる食育の推進 (3)学校給食における郷土料理や行事食の活用

食育ピクトグラム

農林水産省は令和3年2月に食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、食育に関する12の取組の表現を単純化した絵文字のピクトグラムを作成し、「食育ピクトグラム」を公表しました。

「第4章 食育推進の取り組み」に、主に該当する食育ピクトグラムを掲載しています。

 <p>1 みんなで楽しく食べよう</p>	共食 家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事で、心も体も元気にしましょう。	 <p>2 朝ごはんを食べよう</p>	朝食欠食の改善 朝食を食べて生活リズムを整え、健康的な生活習慣につなげましょう。
 <p>3 バランスよく食べよう</p>	栄養バランスの良い食事 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事で、バランスの良い食生活につなげましょう。また、減塩や野菜・果物摂取にも努めましょう。	 <p>4 太りすぎないやせすぎない</p>	生活習慣病の予防 適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防しましょう。
 <p>5 よくかんで食べよう</p>	歯や口腔の健康 口腔機能が十分に発達し維持されることが重要ですので、よくかんでおいしく安全に食べましょう。	 <p>6 手を洗おう</p>	食の安全 食品の安全性等についての基礎的な知識をもち、自ら判断し行動する力を養いましょう。
 <p>7 災害にそなえよう</p>	災害への備え いつ起こるかも知れない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。	 <p>8 食べ残しをなくそう</p>	環境への配慮(調和) SDGsの目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりしましょう。
 <p>9 産地を応援しよう</p>	地産地消等の推進 地域でとれた農林水産物や被災地食品等を消費することで、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につなげましょう。	 <p>10 食・農の体験をしよう</p>	農林漁業体験 農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めましょう。
 <p>11 和食文化を伝えよう</p>	日本の食文化の継承 地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切に、次の世代への継承を図りましょう。	 <p>12 食育を推進しよう</p>	食育の推進 生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組を推進しましょう。

第4章

食育推進の取り組み

- 1 家庭・地域における食育の推進
- 2 学校・こども園などにおける食育の推進
- 3 食育推進運動の展開
- 4 農業の活性化・地産地消の推進
- 5 生産者と消費者の交流
- 6 食文化の継承による食育の推進

1 家庭・地域における食育の推進

食に関する情報や知識、伝統や文化などは家庭や地域で受け継がれてきました。

家庭では、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康増進と豊かな人間性を育む基盤をつくることが重要です。

様々な家庭の状況や生活が多様化することにより、関係機関が連携した食育の推進がより一層必要です。



(1) ライフステージに応じた健康寿命の延伸につながる食育の推進

心身の健康を保持し、生涯にわたっていきいきと暮らしていくためには、ライフステージに応じた持続性のある食育を推進することが求められています。

糖尿病を始めとした生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では健全な食生活や運動習慣の定着が必要です。このため、主食・主菜・副菜をそろえた栄養バランスの良い食生活や減塩の実践、野菜摂取の推進など、健康づくりや生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活の推進が重要です。

情報提供を行う場合は、広報紙やポスター、パンフレット、SNSなどのインターネットツールなど、対象の年代に応じた有効な手法を用いて行い、食への関心が低い層へも食への関心が高められるよう様々な事業を通じて普及啓発を行います。

① 母子保健における食育の推進

妊娠期から子どもの発育や発達に応じた栄養・食習慣に関する正しい知識の普及を図ります。朝食の重要性や食事バランス・減塩・間食のとり方・生活リズムについては指導を継続強化します。

乳幼児期の各種健診や相談、こども園・学校における保健指導の機会を捉え、集団・個別指導の強化を図るとともに、保護者への普及啓発を図ることで、家庭や地域で子どもの健康づくりのための食育に取り組むことができるように努めます。

(主な取り組み)

- ・母子健康手帳交付時の栄養指導、健康相談の実施
- ・乳幼児健康診査、健康相談での栄養指導の実施
- ・栄養・食生活に関する情報提供の実施

② 学齢期における食育の推進

成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものです。この時期に食生活に対する正しい知識を身につけ、望ましい食習慣の基礎づくりができるよう学校など関係機関などと連携を図りながら取り組みを進めていく必要があります。

(主な取り組み)

- ・ 栄養教諭による「食に関する出前授業」の実施
- ・ 食に関する健康課題のある児童・生徒に対する個別的な相談指導の実施
- ・ 食生活改善推進員会による、食育教室の実施
- ・ 小学生健康教室の実施
- ・ 若年生活習慣病予防健康診査事後指導（健康教室・親子健康面談）の実施

③ 成人保健における食育の推進

生活習慣病を予防するためには健全な食習慣を身につけることが大切です。

減塩の実践や朝食欠食の改善、野菜摂取量の向上など食習慣の改善の取り組みを強化するために、家族や地域を含め、関係機関や各種団体と連携を図りながら包括的な取り組みを進めていく必要があります。

食事バランスや栄養の過不足については、個人での判断が難しい状況にあるため、食事の写真記録を活用した管理栄養士による食事バランスチェックを行うなど、個人の状況を把握し、現状に合わせた具体的な食習慣の改善につながる取り組みを実施します。

(主な取り組み)

- ・ 特定保健指導や健診事後指導における栄養指導の実施
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防プログラムによる重症化予防のための栄養指導の実施
- ・ 各種健康相談・健康教室における栄養指導の実施
- ・ 栄養・食生活に関する情報提供の実施
- ・ メールによる栄養バランスチェックの実施

④ 高齢者の低栄養予防・改善における食育の推進

本町の老年人口は増加しており、引き続き、高齢者の健康の保持・増進と介護予防を推進していくことが必要です。そのため、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、一人ひとりが生きがいや自己実現のために取り組みができるよう、運動器や口腔機能の維持・向上、栄養改善について多職種と連携した取り組みを推進します。

(主な取り組み)

- ・ 通いの場健康教室における低栄養予防についての栄養指導の実施
- ・ 栄養・食生活に関する情報提供の実施

(2) 歯科口腔保健活動における食育の推進

よく噛んでおいしく食べるためには、口腔機能が十分に発達し維持されることが重要です。このため乳幼児期における機能獲得から高齢者における機能の維持向上など、生涯を通じてそれぞれのライフステージに応じた歯と口の健康づくりを一層推進していきます。

(主な取り組み)

- ・健康相談や健康教室などでの歯科医師や歯科衛生士による講話・実技指導
- ・歯科口腔保健事業（フッ素塗布・歯周病検診・妊産婦歯科健康診査・後期高齢者歯科健康診査）の実施
- ・むし歯、歯周病予防のための正しい知識の普及啓発の実施

(3) 食生活改善推進員による食育の推進

食育を町民一人ひとりの食生活において実践するためには、食生活改善のための町民の生活に密着した活動に携わる食生活改善推進員などのボランティアによる食育の推進が重要です。ボランティア組織の活性化とその活動成果の向上につながるよう環境整備を図り、ボランティア組織が地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援します。

(主な取り組み)

- ・食生活改善推進員による食生活に関する知識の普及啓発活動
- ・食に関わるボランティアの育成（食生活改善推進員養成講座の開催）

(4) 災害時に備えた食育の推進

災害時に備えた防災知識の普及は重要であり、食の備えの重要性について普及啓発活動が必要です。

災害対応の基本である「自助」の観点に基づき、各家庭における3日分以上の食料・飲料水の備蓄、家族の健康状態に配慮したものを確保するよう周知・啓発に努めます。

また、災害時に特別な配慮が必要な乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギーを持つ人を含め、必要な人に必要な食料が供給できるよう、関係機関などと情報共有や連携を図ります。

(5) 食品ロス削減・廃棄物減量についての普及啓発

国内において食料を海外からの輸入に大きく依存する一方で、年間523万トン（令和3年度推計）の食品ロスが発生しています。食品ロスの約半数は家庭からの排出であることを踏まえて、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくための普及啓発が必要です。

学校給食においては食品ロスを削減するため食べきれぬ量での供給を実施します。

食品ロスの削減を意識した消費行動や家庭におけるごみの減量などを実践するための情報提供を行います。

2 学校・こども園などにおける食育の推進

学校・こども園などでは、子どもへの食育を進めていく場として重要な役割を担っています。この時期は、食習慣の基礎ができ、正しい食習慣を身につけることが大切な時期であり、様々な学習や体験活動を通じ、積極的な食育の推進に努めることが必要です。

子どもたちが、将来健全な食生活を自らが営むことができるよう、家庭や地域と連携・協働し、食育を推進します。



(1) 学校給食を活用した食育の推進

給食を「生きた教材」として活用し、子どもの成長に応じた給食を提供するとともに、バイキング給食などを通して食事の重要性・食品を選択する能力・心身の健康への影響や社会性を身につけ、栄養バランスの良い食事の理解や望ましい食習慣の定着を促進します。地元産食材や行事食・郷土料理を取り入れた給食を実施することで、地域の食文化について理解を深めるとともに、食べ物への感謝の気持ちを育みます。

(主な取り組み)

- ・給食だよりでの食に関する情報発信（食事マナー、季節やイベントに関する食の知識など）
- ・三戸郡内が産地の食材を使った給食の提供
- ・バイキング給食の実施
- ・環境に配慮した食材の選択と食品ロスの削減
- ・和食を中心とした献立を取り入れた日本の食文化の継承

(2) 学校における食に関する指導の充実

子どもにとって健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に影響を与えるため重要なものです。栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて自らが判断し食生活をコントロールしていく力を身につけるため、子どもに対する食育については家庭を中心にしつつ学校においても積極的な取り組みが必要です。

肥満ややせが心身の健康に及ぼす影響や、生活習慣病予防健康診査の結果をもとに自身の健康状態の改善などに必要な知識の普及を図るとともに、望ましい食習慣の形成に向けた取り組みを推進します。

(主な取り組み)

- ・栄養教諭による「食に関する出前授業」の実施
- ・食に関する健康課題のある児童・生徒に対する個別的な相談指導の実施
- ・食生活改善推進委員会による食育教室の実施
- ・小学生健康教室の実施
- ・若年生活習慣病予防健康診査事後指導（健康教室・親子健康面談）の実施

(3) 就学前の子どもに対する食育の推進

成長や発達の段階に応じて、健康な生活を基本とし、健全な食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、保護者や地域との連携により食に関する取組を推進します。

(主な取り組み)

- ・こども園などと連携した食育指導や歯科保健指導の実施
- ・保護者が子どもの食に対する関心と正しい理解を深め、実践できるよう乳幼児期の食生活について家庭への情報発信の実施

3 食育推進運動の展開

(1) 食育月間及び食育の日の取組の充実

町民一人ひとりが食をめぐる課題や食育の意義・必要性について理解を深め、町民自らが食育に関する取組ができるよう持続的に展開することが必要です。

具体的な実践方法や食育活動についての普及啓発を継続的に行っていくことで食育に対する理解を深め、食育の一層の充実と定着を図ります。



鍋
条
例
推
進
キ
ャ
ラ
ク
タ
ー
「
な
べ
ま
る
」

(主な取り組み)

- ・毎月22日の「鍋の日」の推進 ※
- ・「食育月間」（毎年6月）や「食育の日」（毎月19日）について各種広報媒体を活用した普及啓発活動

※南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例【鍋条例】

鍋条例は、鍋料理を囲み、食べ物のありがたさや自然の恵みを感じてたくさん食べることで、家族のだんらんや仲間との語らいがコミュニケーションの場となり、子どもの健全育成や仲間意識を醸成し、町の活性化に寄与するものです。

毎月22日（フーフー言いながら食べる語呂合わせ）を「鍋の日」と定めています。

4 農業の活性化・地産地消の推進

食料の生産から消費などに至るまでの食の循環は、多くの人々の様々な活動に支えられており、そのことへの感謝や理解を深めることが大切です。

食に対する感謝の念を深めていく上で、農産物の生産現場に対する関心や理解、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動によって成り立っていることなどについて理解を深めることが重要です。本町は農業が盛んな地域であり、多様な農産物が年間を通して生産・出荷・消費されています。

そのような中で、地産地消の推進や農業の活性化などが図られるよう、より一層の取り組みを行う必要があります。地産地消は、輸送における二酸化炭素の排出量も抑制されるなど、環境負荷の低減にも寄与するものであり、SDGsの観点からも推進していきます。

また、本町の農業は、担い手の減少や従事者の高齢化などによる労働力の低下、耕作放棄地の増加などが見受けられ、農業経営環境は一段と厳しさを増しています。町の基幹産業である農業の振興のため、農業の活性化を図っていく必要があります。



(1) 地産地消の推進

- ・農産物フェアなどのイベントを通じて、農業の活性化と農産物及び特産品の販売促進とPRを図り、出店者の自主・自発性を促進、その意識高揚を図ります。

(2) 農業の維持・活性化

- ・農業の重要な担い手となる認定農業者を増加させるとともに、担い手への農地集積・集約を進めることで、農業の維持・活性化を図ります。
- ・新規就農者の受け入れや支援体制を整備するとともに、情報や研修機会の提供などにより、新規就農者や後継者の発掘・育成・確保を図ります。

(3) 地域ブランドの確立

- ・特産品のブランド化を進めるとともに、産地化を図ります。
- ・達者米やジュノハートの主要産地として、地域全体での産地化に取り組み、収量確保や品質向上を図ります。

(4) 学校給食における地場産物の利用

- ・「ふるさと産品給食の日」を設け、ジュノハートやゼネラル・レクラークなど、地元産食材を取り入れた給食を提供します。
- ・給食センターの栄養教諭による「食に関する出前授業」を実施し、地元産食材の消費や食育に関する普及を図ります。



5 生産者と消費者の交流

生産者と消費者との交流、農業体験などを通じて、食生活が自然の恩恵や多くの人の様々な活動に支えられて成り立つことの理解を深める食育の推進が必要です。

食を支える農業への理解を深めながら、食への感謝の気持ちを育むため、農業者や関係機関・団体の協力を得ながら幅広い世代層の方々が農作業を体験できるほか、農家とふれあえる環境づくりを推進します。



(1) 農業体験の受け入れ

・農作業支援活動

町内中学生・高校生が地元の農園で農作業体験をすることにより、農業に対する知識や意識を高め、農産物に対する感謝の気持ちを育てる機会を提供します。

・農業体験ホームステイ

農家民泊と農作業体験を通じて、「食の大切さ」、「食を支える農業の現場」、「農産物を収穫する喜び」などを感じられる機会を提供します。

・あおもり農業・農村支援CSR活動

企業が社会貢献活動の一環として農山漁村地域で農作業などの手伝いを行い、農山漁村の活性化に寄与する活動（あおもり農業・農村支援CSR活動）の場として農園を提供します。

(2) 農業観光（収穫体験）の推進

・「達者村農業観光“四季のまつり”」と銘打ち、1年を通じて農業観光（収穫体験）ができることを県内外へ情報発信します。

・町内で生産される果樹をはじめとした農産物などによる農業観光（収穫体験）プログラムを通じ、町の農産物や自然を広く県内外へ情報発信します。

・各種フルーツ狩りオープニングセレモニーへ町内の5歳児を対象に招待します。

・各種フルーツ狩りのPR活動を強化するためYouTube動画を配信します。

(3) 生産者と消費者との交流を通じた食育の推進

・町内観光果樹園での季節ごとの果物の収穫と、オリジナルスイーツ作りを組み合わせた体験メニュー“北のフルーツパーラー”を実施し、グループや親子などが、食と農にふれあえる機会を提供します。

・町内のイベントやくだもの狩り、産直施設を巡る達者村フルーツバスを運行し、生産者と消費者との交流の場を提供します。



6 食文化の継承による食育の推進

郷土料理や行事食を伝えることは、地域で食べられてきた料理や食材に関心を持ち、季節ごとの食文化を学ぶきっかけとなります。

核家族の増加などライフスタイルの変化により郷土料理を継承する機会が減少しているため、郷土料理にふれあう機会や継承するための食育の推進が必要です。

地域の風土を生かした食文化の保護・継承は地域活性化や食料自給率の向上・環境への負荷低減につながるなどの持続可能な食に貢献することが期待されています。



(1) 特産品や農産物の普及啓発及び情報発信

- ・農産物フェアなどのイベントにおいて特産品のPRを行います。
- ・達者米のPR活動を町内スーパーなどで実施します。
- ・各種フルーツ狩りのPR活動を強化するためYouTube動画を配信します。

(2) 郷土料理の継承につながる食育の推進

- ・食生活改善推進員による郷土料理の普及活動を実施します。
- ・小学生を対象とした郷土料理についての食育教室（調理実習）を実施します。
- ・令和元年度に発行した「なんぶのめぐみ」の冊子に掲載したメニューについてYouTube動画を配信し普及を図ります。
- ・農業体験修学旅行の受け入れ時に郷土料理を提供します。

※なんぶのめぐみ

南部町の郷土料理や特産品を使用した料理のレシピを掲載した冊子。

それぞれの料理の作り方動画をYouTube動画で配信しています。

QRコードより動画をご覧になれます→



(3) 学校給食における郷土料理や行事食の活用

- ・郷土料理や行事食を取り入れた給食を実施します。
- ・給食だよりでの季節やイベントなどの食に関する情報発信を行います。

第5章

ライフステージに応じた食育推進の行動指針

妊娠・授乳期

乳幼児期

小学生期

中・高校生期

青年期

壮年期

高齢期

【ライフステージに応じた食育推進の行動指針】

食べることは、生涯を通じて生まれ、生きる力の基礎となるものです。一人ひとりがその世代に応じた食習慣を身につけ、実践し、次世代に伝えていくことが大切です。

ライフステージを7つに区分し、それぞれの段階に応じた食育を推進します。



✿妊娠・授乳期

食生活を見直し、新しい命を育みましょう

特徴と課題

妊娠・授乳期は、母親の健康と赤ちゃんの発育にとって大切な時期です。

妊娠をきっかけに、食の大切さに気づき、自身や家族の食生活を見直し、食生活の基盤をつくり始めることが大切です。

行動指針

- ・妊娠期の望ましい体重増加を理解し、質・量ともに適切な食事をしよう
- ・食品の素材の味を大切にし、薄味の習慣をつけよう
- ・旬の食材や地元産食材を食事に取り入れよう
- ・口の中の清潔を心がけるとともに、妊産婦歯科健診を受けよう
- ・たばことお酒の害から赤ちゃんを守ろう
- ・食の安全に関する意識を高め、情報を収集し選択する力をつけよう

✿乳幼児期（0～6歳）

生活リズムをつくり、食べる意欲を育みましょう

特徴と課題

乳幼児期は、味覚を始めとする感覚機能、咀嚼機能など、身体の発達が著しい時期です。

乳児期は、食べ物への興味と食べる意欲が育ちます。生活リズムが形成されるこの時期は、保護者や周りの大人からのあたたかい関わりが大切です。

幼児期は、美味しさや食べる楽しさを知り、食に関するさまざまな意欲が育ちます。食への興味や関心が持てるよう、食の体験を広げていくことが大切です。

行動指針

- ・離乳食を通して少しずつ食べ物に慣れ、いろいろな食べ物を自分から進んで食べる力を育もう
- ・うす味の食事から食事本来の味を知ろう
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」の実践から生活リズムを整えよう
- ・主食・主菜・副菜がそろったバランスの良い食事をとろう
- ・間食は食事の一部ととらえ、適切な量と個数にしよう
- ・遊びの中で十分に身体を動かし、空腹を感じるリズムをつくろう
- ・よく噛んで食べ、食後には歯をみがく習慣をつけよう
- ・歯みがきや大人による仕上げみがきの習慣を定着させよう
- ・家族や周りの人と一緒に食事を楽しみ、食事のマナーを身につけよう
- ・旬の食材や行事食を通して食文化に触れ、食べ物への興味・関心を広げよう
- ・食事の前には手を洗おう

「早寝・早起き・朝ごはん」で生活リズムをつくりましょう

乳幼児期は、規則正しい生活リズムを身につけることが大切です。3食決まった時間に食事をとることで規則正しい生活習慣が身につき、成長と生活リズムが確立されます。特に大切なことは朝食を食べることで、そのためには「早寝・早起き」が必要です。大人も一緒に規則正しい生活を送ることで、子どもも自然に生活リズムが整います。

✿小学生期（7～12歳）

食の大切さを学び、健康な身体を育みましょう

特徴と課題

小学生期は、骨や筋力が発達し、乳歯から永久歯へと生えかわるなど、心身の発達が著しい時期です。また、食の大切さを学び、生涯にわたる健康づくりの基礎となる生活習慣が確立していく時期でもあります。

家庭や学校、地域などのさまざまな場で、家族や周りの人と一緒に食事を楽しみながら、食に関する知識や望ましい食習慣を身につけることが大切です。

行動指針

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」の実践から生活のリズムを整えよう
- ・主食・主菜・副菜がそろったバランスの良い食事をとろう
- ・おやつは、食べる量や時間、内容などに気を付けよう
- ・家族や周りの人と楽しく食べることで、コミュニケーションをとろう
- ・食や健康を大切にすることを育み、食べ物を自分で選択する力を身につけよう
- ・よく噛んで食べ、食後には歯をみがく習慣を身につけよう
- ・お家の人と一緒に買い物や食事作りのお手伝いをしよう
- ・農業体験や調理体験から生産・流通の仕組みや食べ物の大切さを学ぼう
- ・食べ物と環境について考え、残さず食べよう
- ・行事食や郷土料理を通して地域の食文化に触れ、食べ物への関心を広げよう
- ・食事の前に手を洗う習慣を身につけよう

おうちの人と一緒に料理に挑戦しよう

おうちの人と一緒に食事をすることや、買い物や食事づくりの手伝いなど、食に関わるさまざまな体験をすることは、子どもの食への興味や関心を広げます。

他にも作物を育てる、収穫する、収穫した作物で調理をするなどの体験は、食への感謝や大切さを学ぶきっかけにもなります。

❁中・高校生期（13～18歳）

食への理解を深め、健康的な食習慣を身につけましょう

特徴と課題

中・高校生期は思春期の時期にあり、身体的・精神的変化が著しく、性差や個人差が大きくなる時期です。部活動や塾通い、ソーシャルメディアやゲームに夢中になり就寝時間が遅くなるなど、生活リズムが乱れやすくなります。また、メディアなどの影響を受け過度の痩身志向や、過食・偏食・欠食などの食習慣の乱れもおこりがちです。

行動指針

- ・朝食を毎日食べ、規則正しい食習慣を実践しよう
- ・主食・主菜・副菜がそろったバランスの良い食事をとろう
- ・健康と食生活の関係を理解し、栄養が偏らないようにしよう
- ・間食は時間と量を決めて食べよう
- ・よく噛んで食べ、食後には歯をみがく習慣を身につけよう
- ・欠食や間食・夜食の食べ過ぎなど、食習慣の乱れに注意しよう
- ・積極的に身体を動かそう
- ・よく噛んで食べ、食後には歯をみがく習慣を身につけよう
- ・家族や周りの人と楽しく食べることで、コミュニケーションをとろう
- ・自立に向けて、料理をする力や食品を選択する力を身につけよう
- ・行事食などの伝統的な食文化や地元産食材に関心を持とう
- ・食べ残しを減らすなど、環境に配慮した食生活を実践しよう

やせ過ぎに要注意

やせる必要がないにも関わらず、偏った食事や極端なダイエットを繰り返してしまうと、栄養素の不足や貧血などを招きます。さらに、そのような生活を続けると、無月経や低血圧、不整脈など、さまざまな健康障害を引き起こすリスクを高めます。成長期に必要な栄養を理解し、適正体重を維持するための栄養バランスのよい食生活を送りましょう。

❁ 青年期（19～39歳）

正しい食事と生活の実践とともに、食育の担い手になりましょう

特徴と課題

青年期は、気力・体力ともに充実した働き盛りの世代で、進学や就職、結婚や妊娠・出産などを迎え、生活が大きく変化する時期です。生活習慣病予防のために、適正体重の維持や自分に合った食事量を理解し実践することが重要です。

また、次世代の育成を担う大切な時期でもあります。自己管理はもちろんのこと、子ども達が健全な食習慣を実践できるよう育てることも大切です。

行動指針

- ・朝食を毎日食べ、規則正しい食習慣を実践しよう
- ・主食・主菜・副菜がそろったバランスの良い食事をとろう
- ・薄味を心がけよう
- ・野菜の摂取量を増やそう
- ・間食は、時間・量を決め、食べ過ぎや糖分のとり過ぎに気を付けよう
- ・年に1度は健診を受け、心身の健康状態を把握し、健診結果を有効に活用しよう
- ・自分の適正体重や自分に適した食事量や栄養バランスを知り、適正体重を維持できるよう心がけよう
- ・こまめに身体を動かし、肥満や生活習慣病を予防しよう
- ・料理の作りすぎや食べ残しを減らすなど、環境に配慮した食生活を実践しよう
- ・歯や口腔の健康に気を付け、歯周疾患予防のため定期的に歯科健診を受けよう
- ・友人や家族と一緒に料理をすることや、共食を通じて食べる楽しさや食育の大切さを共感できるようにしよう
- ・地元産食材や旬の食材を生かして食事を楽しもう
- ・食の安全や食品衛生に関する知識を習得し、選択する判断力を身につけよう

朝食は1日のエネルギー源

朝食を食べると、脳にエネルギーが補給され、勉強や仕事に集中することができます。
また、寝ている間に下がった体温を上げ、排便を促し、生活リズムを整えます。

❁ 壮年期（40～64歳）

生活習慣病を予防し、次世代に食の大切さを伝えましょう

特徴と課題

壮年期は、生活習慣病予防の観点から、生活習慣、食習慣、運動習慣を見直し、自らの健康管理に努めることが重要な時期です。しかし、働き盛りで仕事中心の生活を送ることが優先され、生活スタイルを変えにくい時期でもあります。

行動指針

- ・朝食を毎日食べ、規則正しい食習慣を実践しよう
- ・主食・主菜・副菜がそろったバランスの良い食事をとろう
- ・薄味を心がけよう
- ・野菜の摂取量を増やそう
- ・間食は、時間・量を決め、食べ過ぎや糖分のとり過ぎに気をつけよう
- ・年に一度は健診を受け、身体の状態を把握し、健診結果を有効に活用しよう
- ・自分の適正体重や自分に適した食事量や栄養バランスを知り、適正体重を維持できるよう心がけよう
- ・こまめに身体を動かし、肥満や生活習慣病を予防しよう
- ・歯周疾患、口腔機能の低下を予防するため、定期的に歯科健診を受けよう
- ・地元産食材や郷土料理、食文化などを次世代に伝えよう
- ・料理の作りすぎや食べ残しを減らすなど、環境に配慮した食生活を実践しよう
- ・食の安全や食品衛生に関する知識を習得し、的確に選択する判断力を身につけよう

肥満の人はメタボに注意

メタボリックシンドローム（メタボ）は内臓脂肪型肥満に高血圧、高血糖、脂質異常が組み合わさった状態です。メタボの予防・改善のためには元凶である内臓脂肪型肥満を防ぐことが重要です。食事と運動で体重をコントロールしましょう。

❁ 高齢期（65歳以上）

健康長寿を目指し、楽しい食生活を送りましょう

特徴と課題

高齢期は、加齢に伴う身体の変化や、退職や子どもの自立などによる生活環境の変化が見られる時期です。食に対する意欲や口腔機能の低下、低栄養などに注意し、自分に合った食生活の実践により、健康を維持することが大切です。また、家族や仲間との食事や社会参加を通して、さまざまな世代の人と交流を持ち、次世代に食文化や食に関する知恵を伝えることも重要です。

行動指針

- ・ 欠食をせず、主食・主菜・副菜をそろえてしっかり食べよう
- ・ 低栄養やフレイルにならないように気をつけ、たんぱく質の摂取量を増やそう
- ・ 薄味を心がけよう
- ・ 定期的に健診を受け、生活習慣病の悪化や口腔機能の低下を予防しよう
- ・ 噛む力や飲み込む力を保ち、オーラルフレイルを予防することで、いつまでも自分の歯で食べる楽しみを保とう
- ・ 地元産食材や旬の食材を生かして食事を楽しもう
- ・ 無理のない運動を続けよう
- ・ 家族や仲間、地域との交流を深め、食べる楽しさを実感しよう
- ・ 食への感謝や食事のマナーを若い世代に伝えよう
- ・ 積極的に社会参加をし、地域の食材や郷土料理、食文化などの食の知識を次世代に伝えよう

食を楽しみながら低栄養を予防しましょう

食事作りや買い物がおっくうになってきた、なんとなく食べる気がしないといった気持ちの変化を感じたら食事を見直してみましょう。

簡単に食べられるものを常備しておく、仲間や離れた家族と食事の約束をするなど、食事準備の負担を減らし、食の楽しみを保つ工夫をしながらしっかり食べて低栄養を予防しましょう。

第6章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

食育の推進にあたっては、町民を中心に食育関係者と行政（町）が連携・協力しながら取り組みを進めます。

【各分野・関係機関の役割】

（1）町民・家庭

家族一緒の食卓を通して、町民一人ひとりが食への関心を深め、家族と食卓を囲むことから共に食べる楽しみや、食事の大切さについて考え、望ましい食生活の実践に努めることが期待されています。また、地域の食文化を理解し、次の世代に伝えていくことが求められています。

（2）地域

地域の人々の食や健康に関する課題意識を高めていくとともに、地域で育まれた食材や食文化を次の世代に継承していくことが求められています。

（3）教育・保育関係者

乳幼児期は成長が著しい時期であり、規則正しい生活習慣や望ましい食習慣を身につけ、今後の食生活の基礎を築く時期です。

こども園・学校では、日々の活動などを通し、子ども達と様々な体験を重ねる中で、家庭や地域と連携し、望ましい食習慣の定着を図ることが求められています。

（4）農業関係者

農業に関する体験活動などが食育に関する町民の関心及び理解を促進する上で重要な役割を果たすことから、多様な体験を提供するような食育への取り組みが期待されています。

また、地元でとれた安全で安心な旬の食材を生産・流通していくために環境に優しい農業に取り組むことで、持続可能な農業への転換が求められています。

（5）行政

食育の第一歩は、町民の食に対する関心と意識を高め、食に関する理解を深めることであり、行政がそれぞれの分野において関係機関・団体と連携し、近年多様化する食の問題に対し効果的な取り組みを進めることが不可欠となっています。

食の状況を調査し、町民の食育の課題に応じた政策を展開・評価するなど、食育に関連した情報発信の推進基盤を充実させ、地域に根ざした食育を推進することが大切です。

2 計画の進行管理

本計画の進捗状況は、各種統計やアンケート調査などの結果に基づき検証を行います。進行管理については、「南部町食育推進計画策定委員会」をはじめ、各関係機関とも協議し、年次ごとに進行状況について把握しながら評価・改善を行います。

また、社会状況や環境の変化により、本計画に関する大きな変化があった場合は、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

計画の推進にあたっては、Plan（計画）・Do（実行・行動）・Check（評価）・Action（改善）の一連の流れに沿うようにPDCAサイクルを意識して事業を実施します。



第7章

資料編

- 1 策定までの経過
- 2 南部町食育推進計画策定委員会設置要綱
- 3 南部町食育推進計画策定委員会委員名簿
- 4 食育基本法

1 策定までの経過

- ▶令和5年6月～8月
食育担当者会議

- ▶令和5年9月12日
第1回南部町食育計画策定委員会
・第4次計画の策定方針

- ▶令和5年11月1日
食育担当者会議

- ▶令和5年12月15日
第2回南部町食育計画策定委員会
・第3次計画の評価について
・第4次計画素案について

- ▶令和6年2月15日
第3回南部町食育計画策定委員会
・第4次計画最終案について

- ▶令和6年2月29日～3月14日
パブリックコメントの実施

- ▶令和6年3月
第4次計画完成

2 南部町食育推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき、南部町食育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、南部町食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画策定に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会の委員は14名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 食育に関する団体の関係者
- (2) 保健衛生の関係者
- (3) 生産団体の関係者
- (4) 流通商工団体の関係者
- (5) 教育・保育関係者
- (6) 町づくり団体の関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後、前条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、町長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議決は、出席委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて関係者の意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（報酬等）

第7条 委員は、非常勤の特別職とし、南部町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第48条）別表に規定する「前各号に掲げるものの他、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる特別職の職員」として、報酬及び費用弁償を支給する。ただし、第3条第2項第7号に規定する関係行政機関の職員には支給しない。

（事務局）

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を健康こども課内に置く。

- 2 事務局職員は、健康こども課のほか、農林課・交流推進課・学務課の職員をもって充てる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定日から施行する。

附 則（令和5年7月31日健こ要綱第17号）

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

3 南部町食育計画策定委員会委員名簿

分類	氏名	所属
食育関係団体	小島 育子	南部町食生活改善推進委員会 会長
保健衛生関係	小澤田 ひめ	南部町保健推進員 代表
	稲村 裕之	南部町健康づくり推進協議会 会長
	竹ヶ原 亜美	三八地域県民局地域健康福祉部 技師
生産団体関係	川守田 義雄	達者村農業観光振興会 会長
	河守田 康明	南部農夢 会長
流通商工団体	佐々木 めぐみ	名川チェリーセンター101人会 会長
	齋藤 真由美	南部町健康増進公社 管理栄養士
	根市 大樹	特定非営利活動法人 学びどき 理事長
教育・保育関係	根市 奉弘	南部町連合父母と教師の会 会長
	河門前 一博	なんぶこども園 園長
	柴田 雅代	南部町立学校給食センター 栄養教諭
	山形 千佳	養護教諭代表 福地中学校 養護教諭
町づくり団体	佐々木 幸雄	達者村ホームステイ連絡協議会 会長

4 食育基本法

平成十七年法律第六十三号

食育基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐ

くまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職従事者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の

提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割について

の意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者

との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重

要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以上をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な

事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

このサイトについて ご利用にあたって ヘルプ 利用規約 個人情報取扱方針 お問い合わせ サイトマップ

Copyright © Digital Agency All Rights Reserved.

第4次南部町食育推進計画

(令和6年度～令和11年度)

発行 令和6年3月

南部町健康こども課

〒039-0595

青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山 91-1

TEL 0178-60-7100 FAX 0178-76-3904
